日本胃癌学会認定施設の認定基準の一部変更について

令和6年2月開催の第96回日本胃癌学会総会より、施設認定制度に付随する教育セミナーが始まります。施設の常勤医が教育セミナーに参加し受講証を取得した場合、認定施設申請の際に、この受講証は総会での発表に代用が可能となります。本来認定施設Aは3年間に6回の総会での発表が、認定施設Bは3年間に1回の発表が必要でしたが、認定施設Aにおいては、セミナー受講証が3枚まで総会での発表の代わりとして使用可能となります(同一年度も可)。認定施設Bにおいては、セミナー受講証が総会発表の代わりとして申請に使用できます。

教育セミナーへの参加は、認定基準の必須条件ではありませんが、受講されることを推奨します。

この変更は、令和7年度の新規申請及び更新申請から適応となります。(令 和6年度の申請には使用できません。)

令和7年度より、認定施設の更新申請が始まります。更新の際は、必ず NCD 胃癌登録が行われていることが必要条件となりますのでご注意ください。

以上

令和5年9月



一般社団法人 日本胃癌学会 理事長 掛地 吉弘 施設認定制度委員会 委員長 藤原 義之